

緊急雇用安定助成金 休業実施計画（変更）届

休業等の実施につき、次のとおり届けます。

なお、この計画届による休業の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和 年 月 日

事業主 住所 〒656-0425 兵庫県南あわじ市榎列小榎列 409-7
又は 名称 石窯ピザ丸
代理人 氏名 西尾 卓二

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

兵庫労働局長 殿

事業主又は 住所 〒

(洲本公共職業安定所長経由)

(提出代行者・事務代理者) 名称

社会保険労務士 氏名

①届出 状況 事業主	(1)資本の額又は出資の総額 円 常時雇用する労働者の数 1 人	(2)主たる事業 小売業・サービス業・ 飲食店 ・卸売業・その他	※大・中小
	(3)対象期間 (始期)～(終期) 令和2年4月1日～令和2年6月30日		
②休業 実施 事業所	(1)名称 石窯ピザ丸 労働保険番号(28111-007249-000) 雇用保険事業所番号(2811-613906-8)	(2)所在地 〒656-0425 兵庫県榎列小榎列 409-7 電話番号 0799 (20) 4092	
	(3)事務担当者職・氏名 西尾 卓二	(4)賃金締切日 a(毎月末日) bその他()	

◆判定基礎期間	令和2年4月1日～令和2年4月30日		
③休業 内容	(1)休業予定日 4月2日(木), 4月3日(金), 4月4日(土), 4月5日(日), 4月6日(月), 4月7日(火), 4月9日(木), 4月10日(金) 4月11日(土), 4月12日(日), 4月13日(月), 4月14日(火), 4月16日(木), 4月17日(金), 4月18日(土), 4月19日(日) 4月20日(月), 4月21日(火), 4月23日(木), 4月24日(金), 4月25日(土), 4月26日(日), 4月27日(月), 4月28日(火), 4月30日(木)		
	(2)休業予定の対象労働者実人員 2 人	(3)休業予定日数 25	日

注意事項

【記入要領】

1 本様式は一つの「判定基礎期間」(※1)ごとに別葉にして記入して下さい。◆欄には、記入内容に対応した判定基礎期間を記入して下さい。

※ 「判定基礎期間」とは、助成金の支給額の判定を行う際の単位期間のことで、賃金締め切りの翌日から次の賃金締め